

高校1年生のみなさまへ

令和6年度こどもの未来応援事業「高校生等通学定期代助成金」のご案内

- 奈良県社会福祉協議会の福祉基金を活用した「民間の事業」として
- 通学定期代の一部助成を
- **令和6年4月に、さかのぼって助成します。**



助成を受けるためには要件があります、詳しくは裏面をご覧ください

対象者：**令和6年4月に高等学校等（県外も対象）に入学した新1年生**

※但し、奈良県内の町村（十津川村除く）にお住まいの方とします

※一定の所得制限を設け、経済的にお困りの世帯を対象とします

※対象となる高等学校等については下欄をご確認ください

この事業の助成対象となる高等学校等

- ・ 公立、私立の高等学校（全日制・通信制・定時制）
- ・ 中等教育学校後期課程
- ・ 私立専修学校高等課程
- ・ 高等専門学校
- ・ 特別支援学校高等部
- ・ 私立専修学校一般課程又は私立各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに私立各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの

助成額：**1ヶ月の通学定期代が1万円を超えた額**

例えば

A子さんの1ヶ月の定期代は、電車が7000円、バスが5000円です

合計が12,000円なので1ヶ月2,000円の助成が受けられます

1ヶ月の助成額 = 12,000円 - 10,000円 = 2,000円

* 3ヶ月定期であれば、2,000円 × 3ヶ月 = 6,000円



左のQRコードから資料請求してください。申請書をお送りします

問合せ：奈良県社会福祉協議会「こどもの未来応援事業」担当

電話 0744-29-0100（内線116）



令和6年度こどもの未来応援事業「高校生等通学定期代助成金」の概要

【目的】 通学にかかる費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、通学費用を理由に希望する学びを諦めたりすることがないように「民間の支援策」として応援する

【助成対象となる高校生等】 次のすべてを満たす方

- (1) 奈良県内の町村（十津川村除く）に住まいを有する方
- (2) 高等学校等に令和6年4月から通学する新1年生。
- (3) 他の公的な制度（生活保護、特別支援教育就学奨励費、その他の補助）で、通学費の助成を受けていないこと。
- (4) 公共交通機関の通学定期券を利用している方（高校等が独自で運営しているスクールバスの乗車パスも含まれます）
- (5) 保護者等（親権者、未成年後見人、又は高校生等と現に生計を一にし、その監護を行う方）の収入が450万円未満の世帯に属する方（児童手当、児童扶養手当、遺族年金等の課税対象外の収入は除きます）

【助成金額】 1ヶ月の通学定期代が1万円を超えた額（特急料金を除く）

（3ヶ月の通学定期券を購入した場合には1ヶ月の助成額に3を乗じます）

【対象期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日

【申請方法】 申請者は保護者等とし、以下の書類を提出してください。

通学定期券購入後すみやかに、(1)～(6)の必要書類を提出してください。通学定期券の期間は1ヶ月または3ヶ月としてください。（ただし、(4～6)の提出は初回申請時のみとします。）

- (1) 高校生等通学定期券助成金申請書
- (2) 通学定期券（1ヶ月定期券または3ヶ月定期券）のコピーまたは購入期間、区間のわかるもの（いずれのコピーもない場合は事業担当者にご相談ください）
- (3) 在学証明書または生徒手帳のコピー
- (4) 保護者等の令和5年中の収入がわかる書類（令和5年分源泉徴収票のコピー、確定申告書のコピー又は令和6年度市町村民税課税証明書）
- (5) 居所が確認できる書類（現住所と居所が異なる場合のみ）
- (6) 振込先口座番号（申請者名義）がわかる書類のコピー

【受付期間】 令和6年4月1日～令和7年3月20日（原則1ヶ月3ヶ月ごとに申請が必要です）

（受付期間中であれば対象期間のすべての定期代について申請可能）

【支給決定】 申請書受理後、1ヶ月程度で支給決定通知を送付するとともに、決定金額を口座に振り込みます。

【その他】 高校生活に関する感想等を聞かせていただくことがあります。